

障害福祉サービスをご利用の皆様

長崎市福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

長崎市障害福祉サービス・長崎市地域生活支援事業の支給決定基準の策定について

長崎市では支給決定事務をより公平かつ適正に行うため、障害福祉サービス、地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴事業)について、以下及び別添のとおり支給決定基準を策定しましたのでお知らせします。

今後は、本基準にもとづき、サービス支給決定の調整を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象者要件の変更

精神障害者のうち、医師の診断書で申請をする方については、新規申請時に加え、サービス更新時にもそのつど診断書の提出が必要となります。

2 支給基準量について

添付資料1のとおり

3 適用について

令和8年6月1日以降の決定分から適用とします。

本基準は、一人ひとりの支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではありません。最終決定にあたっては、各対象者の心身の状況、介護を行う者の状況、本人の意向、置かれている環境等を勘案し、柔軟に対応してまいりますので、相談支援事業所との調整をお願いいたします。

以 上

<問い合わせ先>

長崎市福祉部障害福祉課支援係

TEL:095-829-1141(直通)

## ① 障害福祉サービス

&lt;各サービスの支給基準量&gt;

サービスの種類		(新)支給基準量	(旧)支給基準量	
介護給付	居宅介護	身体介護	別紙1、2参照	
		家事援助		
		通院等介助		
		通院等乗降介助		
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	療養介護	当該月日数		当該月日数
	生活介護	当該月の日数－8日		23日／月
	短期入所	7日／月		7日／月
重度障害者等包括支援	96,480単位	—		
施設入所支援	当該月日数	当該月日数		
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	当該月の日数－8日	23日
		生活訓練	当該月の日数－8日	23日
		宿泊型自立訓練	当該月日数	31日
	就労移行支援	当該月の日数－8日	23日	
	就労継続支援A型	当該月の日数－8日	23日	
	就労継続支援B型	当該月の日数－8日	23日	
	就労定着支援	当該月日数	当該月日数	
	就労選択支援	当該月の日数－8日	23日	
地域相談	自立生活援援助	当該月日数	当該月日数	
	共同生活援助	当該月日数	31日	
地域相談	地域移行支援	当該月日数		
	地域定着支援	当該月日数		

## ② 地域生活支援事業

<各サービスの支給量>

サービスの種類	(新)支給基準量	備考	(旧)支給基準量
移動支援事業	30時間／月 共同生活援助利用者： 7時間／月	2人介護の場合は1.5倍 の範囲内で必要量を認め る	60時間／月 ※2人介護の場合は2倍ま で
訪問入浴サービス事業	10回／月		なし
日中一時支援事業	7日／月	日帰り短期入所	なし
	当該月日数	タイムケア	なし

詳しくは右の二次元コードから長崎市ホームページへ。

「支給決定基準 長崎市」で検索 

※ホームページへの掲載時期は少々遅れる可能性あり

